7月の税金
第2期　固定資産税
第1期　国民健康保険税
納期限　7月31日までです
早めに完納していただきますようお願いいたします。

昭和46年7月1日発行
第190号
発行者　徳地町
発行所　徳地町役場
編集者　河村積
印刷所　今澄印刷所

徳地町報

7月18日は「家庭の日」です！

七月十八日の家庭の日には、とくに子どもの夏休みを楽しく、安全にしかも規則正しく過させるため、夏休みの生活設計などを中心に話しあいをいたしましょう。

◎学校の注意事項を中心に休み中の家庭生活の計画をつくる。
◎家庭人として必要な作業を分担させる。
◎身体のわるいところはよく治療する。
◎水の事故、交通事故の防止に心を配る。
◎朝のラジオ体操に参加
◎自然観察や研究を奨励
◎規則正しい生活をする

議会便り

清掃条例の制定
三特別委の設置きまる

昭和四十六年定例第二回の町議会は、六月二十九日招集、会期二日で十四議案と報告一件を審議可決のうえ、中国縦貫道建設促進特別委員会、学校統合特別委員会および企業誘致特別委員会の三つを設置することを議決閉会しました。

今回は、皆さんに直接関係のある案件の説明に止め、他は省略しました。

議案第八号
徳地町税条例の一部を改正する条例について

この条例の改正要点は、個人の町民税の「非課税限度額」の引き上げです。

障害者、未成年者、老年者、寡婦の方に対しては、所得が三十五万円（旧三十二万円）以下の場合は、所得割は課税しないことに改正されました。

これは、四十六年度より施行されるものです。

もう一つの改正点は、個人の町民税の特別徴収ですが、これは一般には関係ないので省略します。

議案第九号
徳地町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

この条例改正の主な点は

◎課税限度額の引き上げ

これは、本年度分より、国民健康保険税の課税限度額を今までの五万円から、八万円に引き上げたものです。

◎次に低所得者に対する減額分の引き上げです。

所得十四万円までのものに対しては

▽被保険者均等割額を、一人につき八七〇円（旧六五〇円）に引き上げ減額します。

▽世帯別均等割額を、一世帯につき、一、二〇〇円（従前は一、〇五〇円）に引き上げたものです。

▽所得が一四万円に加えて、被保険者一人につき八万円（旧六五、〇〇〇円）を加算した範囲のものに対しては

◎被保険者均等割額

一人につき五八〇円（旧は四四〇円）減額されます。

◎世帯別平等割額は、一世帯について八〇〇円（旧は七〇〇円）減額されます。

議案第十号
徳地町住宅改修資金貸付条例の一部を改正する条例について

これは、貸付限度額、六〇万円を改め七〇万円としたものです。

議案第十一号
町道路線の廃止について

これは、蔵場－西村線、延長で一、六三八メートル、小古祖－横野線、延長一、五四一メートルの二町道を農道とし、農道舗装しようというものです。

議案第十二号
土地改良事業の施行について

団体営土地改良事業として

▽蔵場の農道二六〇メートルの舗装を実施する。

▽才契、四七六メートルも同じく農道舗装

▽沖の原、四五二メートルも同様農道舗装しようというものです

県営土地改良事業として、小古祖に二九九メートルの農道新設を施行しようというものです。

議案第十三号
徳地町清掃条例の制定について

この条例制定は、近時経済発展に伴ない、汚物排出の量がふえその処理に困るという事態に対処するため制定したものです。

町では、すでに特別清掃地域として、堀、島地、三谷川地域が指定されていますが、この条例では広く全町の残り地域を、準特別清掃地域とし、週一回、全町のゴミを収集することにしています。

ゴミは、ビニール袋（一袋二十円）を買い、指定場所に集めてもらい、運搬業者に委託して防府市の処理場に運んで処理します。

ただしこのゴミは、あくまでも燃えやすい炊事場、台所などのゴミに限ります。

ガラスなど不燃物は、二～三カ月に一回程度収集して処理しますので、河川などに勝手に投棄しないよう心がけてください。

なお、この制度の実施は、当初予定より一月おくれて、八月一日より実施する予定です。

議案第十四号
昭和四十六年度一般会計補正予算（一号）

今回の補正は、必要やむを得ない範囲の補正で、清掃費の関係で三九〇万円余、公債費の償還関係の三六一万円余、諸支出金六〇〇万円、予備費八〇三万円余りの合計二、一五六万円の追加補正です

この補正で、予算総額は六億一、〇五六万円となりました

報告第一号
昭和四十五年度徳地町繰越明許費繰越計算書の報告について

この繰越明許費というのは、四十五年度に工事の施行計画をたて予算化したが、事業が完全施行できなかったので、これを四十六年度に繰越し実施しようというわけです。

内容は、道路三路線で本年度への繰越額は、九三二万余円となっています。

随想 私はこう思う

あなたの広場にご意見を

町制施行以来、早くも満十六年を経過しましたが、その間町広報紙の〈徳地町報〉も本号で第一九〇号を迎えました。

これを記念して本号から、上のような標題で、広く町民皆さんのご意見、ご感想随筆随想などなんでもかまいませんがお寄せいただき町と皆さんとの交流の広場とし、あわせて皆さん方のご意見、ご希望などをできる限り町政に反映していただこうと企画したものです。

投稿のスペースは、多くても四百字づめ原稿用紙三～四枚の範囲としてください。

また紙上の「とく名」は随意ですが、原稿には住所、氏名、年齢を明記し、毎月十五日までに、徳地町役場企画室あてにお送りください。

このお願いとは別ですが新しく〈町民文芸〉欄も新設し徳地町報紙面に少しでも〃うるおい〃をもたせたいと考えていますので短歌、俳句、詩などの文芸作品もあわせ歓迎いたします。

痴漢！ あなたは大丈夫？

痴漢は、婦女暴行、痴漢、変態などの型に分けられます。

ことし防府市内では二十八件もの届出がありました。

こうした中で痴漢を撃退するため次のことに気をつけましょう。

夜間の外出時には

▽夜道の一人歩きはなるべくさけましょう

▽夜道は遠まわりでも明るい人通りの多い道を選びましょう

▽あぶないと思ったときは、交番、駐在所や近くの住宅などに避難してください

▽車で送ってあげましょう…などと誘われても、ハッキリとことわりましょう。

▽極端な肌の露出や薄着はなるべくさけましょう。

▽夜間の帰宅に備えて「一一〇番ブザー」を持って出かけましょう。（一一〇番ブザーは、警察署、派出所、駐在所に備え付けてあります）

家の中では

▽窓などはカーテン、スダレなどを利用して、中をのぞかれないようにしましょう。

▽家の中でも身だしなみをよくしましょう。

▽肌着類などの洗濯物は、なるべく人目につかないところに干し、夜は取り入れてください。

参議院議員選挙
投票率六九％

第九回の参議院議員選挙は、六月二十七日町内十九の投票所でいっせいに行なわれましたが、今回の投票率は、六九％という低率で前回の七七、三六％に比べたいへん不成績でした。

原因はいろいろあると思いますが、七十年代の国政の動向をうらなう大事な選挙であっただけに残念だったと思います。

開票は、午後七時半から堀中体育館で行なわれましたが、地方区三候補の町内での得票は、次のとおりでした。

吉武恵市　四、〇八七票
松村章　一、三九〇票
ますとみ圭一　三九四票
無効五五〇票、計六、四二一票

なお全国区の得票は、紙面のつごうで省略しました。

佐防地区歯科医師会では、児童生徒の「虫歯予防」のため希望者に対して「フッ素のイオン導入法」を行ないました。（写真は6月25日堀小で写す）

梅雨あけの伝染病予防に注意

長い梅雨模様で、非衛生的な環境が続いて人体に悪い影響を与えています。

さて七月以降は、日本脳炎や赤痢などの流行期にはいりますので次のことがらに注意し、健康管理に万全を期していただくようお願いします。

☆生水や生の飲食物には、十分注意しましょう。

☆家屋内の通風をよくし、家具の乾燥、床下に石灰散布など行ないましょう。

☆家屋の内外をよく清掃し、ハエ、蚊の発生源を取り除くとともに、ハエ、蚊の駆除を行ないましょう。

☆暴飲暴食は絶対に慎み、なるべく過労をさけるようにします

☆身体に異状があると思った場合は、早く医師の診断を受けましょう。

川に物を捨てないで

さきごろ、河川法施行令が改正され、川をきれいに保つため河川区域内に、ゴミやそのほかの汚物などを捨てることが禁止されました。また、清掃法が「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に全面改正され、河川など公共の水域に廃棄物を捨てることが、全面禁止されました。

もともと川は、本町の歴史とともに幾千年となく美しい姿で流れ生活と文化の発展に寄与してきたものです。

みなさん、川は私たちのいのちです。いつもきれいに保ちたいものです。

家畜のし尿処理を適正にしよう

近ごろ全国各地で、いろいろな公害が問題になっていますが、公害は都市ばかりではありません。

近時、農村の畜産経営も高度化しつつあるとき、問題はいわゆる畜産公害だろうと思われます。

これについての苦情の申し出も若干出されている現状です。

そこで、乳牛、育成牛、養豚や養鶏などを行なっておられる方々に次のことをお願いします。

◎ハエ、蚊の発生を防止するため薬剤の散布を励行しましょう

◎飼育場の排せつ物は、早く処理して常に清潔な状態を保ちましょう。

◎排せつ物（し尿など）を人家の附近に堆積したり、放置したりしないようにしましょう。

◎排せつ物は、河川、溝などに流してはいけません。

交通事故

損害賠償の常識

悲しいことに毎日いたましい交通事故がおきており、被害者やその家族におよぼす影響は、はかり知れないものがあります。

なにしろ、被害者にも加害者にもなじみのない、やっかいな問題で、とまどうことが多いでしょう

そのため、よけいなゴタゴタもおこりがちです。そこで＜損害賠償＞とはどんなものかをできるだけ多くの人に知っていただくことが、なにより必要と思います。

そこで、損害保険会社（火災海上、海上火災）で構成している日本損害保険協会では、交通事故の損害賠償について、ぜひこれだけは…というポイントをまとめたパンフレットを出しました。

以下そのあらましをご紹介しましょう。

損害賠償の関係者

＜自動車損害賠償保障法＞という自動車事故に関する特別な法律によりますと、事故をおこした場合の賠償責任は自動車の保有者にあります。

保有者とは、自動車を使用する正当な権利をもち（自分が直接運転する、しないに関係なく）その車を運行することで、自分が利益を得る人のことです。

具体的にいいますと、まず自家用車の所有者がこれに当ります。

雇い主も事業のために人を使って自動車を運行することから、利益を得ていますので保有者です。（人の雇い入れや監督についての責任もあります）

そこで、自分の雇っている運転者が事故をおこせば、ほとんどの場合、雇い主が賠償責任を負うことになります。（もっとも加害者本人ー運転者も賠償責任がないわけではありません。）

このほか、レンタカーの借受人なども保有者にはいりますから賠償責任があります。

以上によって、被害者側は、責任のあるものならだれに対してでも、賠償を請求できるのです。（たとえば、タクシーにはねられたような場合、運転手でなく直接その雇い主に請求するなどです）

賠償を請求する権利はだれにあるのか

一　被害者本人

二　相続人……被害者本人が死亡した場合は、相続人がそっくり受けつぎます。

それでは、だれが相続人になるかといいますと、被害者の子（胎児を含む）父母、祖父母または兄弟姉妹（この順位で）となります。また被害者が結婚している場合には、配偶者はいつでも上記の人たちとともに相続人となります。

三　遺族……相続人のうち、配偶者、子、父母については、精神的苦痛に対する慰謝料を請求できます。また、被害者に扶養される関係にあれば、その＜扶養される権利＞を失った損害に対する賠償も請求することができます。（以下次号につづき、あと二回ぐらい連載します）

農薬の安全使用基準の設定

県では、絶対許容量を越える農畜産物を流通させず、県内産のものは安心して市場、消費者の手に入るよう関係機関と協議して、独自の「山口県農薬安全使用基準」をきめました。ご協力をお願いします。

対象農薬	市販農薬の主な商品名	使用指導の内容
DDTを含有する農薬	DDT粉剤　メオパールDDT　DDT水和剤　ヒトン粉剤　DDT乳剤	農薬に使用しない
BHCを含有する農薬	BHC粉剤　BHC水和剤　ガンマー粒剤　ガンマーミプシン粒剤　BHC粒剤サンサイドガンマー粒剤　S.B粉剤ダイシストン　ガンマー粒剤	農作物に使用しない
ドリン系3農薬　アルドリンディルドリンエンドリン	アルドリン粉剤　エンドリン粉剤　アルドリン乳剤　エンドリン乳剤　デイルドリン粉剤、エンドリン粒剤　デイルドリン乳剤　ステムコート	農作物に使用しない
パラチオンを含む農薬	ポリドール乳剤　ポリドール粉剤　ポリドール水和剤PB粉剤	農作物に使用しない
鉛、砒酸石灰を含む農薬	砒酸鉛、砒酸石灰	農作物に使用しない
EPNを含む農薬	EPN粉剤　ベスコンビ粉剤　EPN乳剤　ED粉剤　メイドン粉剤　ツマホス粉剤　ホスナック粉剤	農作物に使用しない（ただし稲には粉剤のみ出穂期までは使用できる）
有機水銀を含む農薬	ウスプルン　ルベロン　メル　ミクロジン　リオゲン　トアロン	種子消毒のみに使用し他の目的に使用しない
PCPを含む農薬	PCP水溶剤　PCP粒剤　エピデン粒剤　パムコン粒剤　PCP尿素化成　ベアサイド　PCP化成肥料	できるだけ、低魚毒性の除草剤に切りかえる

農事メモ

稲作

生産調整第二年めのことしの米つくりも、栽培の面では七月から八月にかけて稲作期間中もっとも重要な幼穂形成期に入ります。

七月中旬ごろほとんどの稲は有効分けつの終止期となります。

田植後この期間までは、収量構成要素として、もっとも重要な穂数の確保をする時期となりますが栽培管理の重点もここに集中して水管理、もと肥の肥効とその補正病害虫の被害防止などの管理に努めましょう。

有効分けつの終止期は、一般に考えられている時期より、はるかに早いので、有効分けつ確保のためには、おそ植の地帯ではとくに期間が短くなりますので、有効分けつ確保のためのスピード化が必要となってきます。

有効分けつ期が終りますと、無効分けつ期となり、分けつの盛んな時期になりますが、この時期の過繁茂は、好ましくありません。

そこで、あらかじめ肥料効果の調節、中ぼし、２４－Ｄ等の除草剤の散布など行ないます。

とくに分けつ抑制の中ぼし、２４－Ｄの散布等は、おそくならないようにします。

やがて幼穂形成期となり、以後稲作期間中、もっとも重要な時期となります。その時期は、出穂期のおよそ二十二～三日前となりますので、穂肥の施用、水のかけひきなど慎重な管理が必要です。

また、病害虫の被害も収量に大きな影響がありますので、その防除については、早期発見、早期防除や適期防除に努めなければなりません。

そ菜

七月から八月初旬にかけて播種するものは、夏きゅうり、夏まきキャベツ、花やさい、ブロッコリー、みの早生大根、夏まきにんじん等があります。

夏きゅうりは、夏まき用の近成山東等の品種を直まきし、夏まきキャベツ、花やさい、ブロッコリー等は、育苗にとくに注意し、日よけ、雨よけの必要があります。

つくねいもは、干害防止、アカダニの防除、適当な追肥を行ないましょう。七～八月にかけての栽培管理は、いもの品質、収量に大きな影響があり、重要な時期です

落葉果樹

くりは、とくに乾燥に弱いので刈り取った下草は敷草にします。

その場合、樹幹から三十センチメートル以上はなします。

七月下旬、モモゴマダラメイガを防除するため、スミチオン粉剤等を十アール当り九キログラム散布しますが、一～二回の防除でかなりの効果があります。

農地の転用手続き

登記は早くすませよう

農地を農地以外に転用する場合農業委員会を通じて、知事の許可を受けなければならないことは、すでにご承知のとおりです。

現在、米の生産調整による特別転作として、山林などに転用される方が相当ありますが、町では植付の終った八月一日を時点として生産調整水田の現地確認を行なうことになっています。

今までにかなりの山林転用申請が出されていますが、まだ手続きをしておられない方もあると思われますので、その申請を早くお出しになるようお願いします。

なお、転用手続きをすませ、知事の許可指令書の交付を受けておられても、まだ地目変更の登記をされない方も相当あると思います

こうした方は、農地転用の作業（苗木の植付）を終り、現況が農地以外の土地と認められる状態になりましたら、転用許可書を持参のうえ、農業委員会にお申し出ください。

農委では、現地を確認したうえ現況証明書を交付しますので、許可書と現況証明書を登記所に持参して、地目変更の登記をしてください。

また、土地台帳の地目が、農地であっても、現地はすでに五年も十年も前より、農地以外の土地になっている土地がありますが、これも前と同様、現況証明書をさしあげますので、土地登記抄本をご持参のうえ、農業委員会にお申し出ください。（農委事務局）

離農給付金のおしらせ

農業年金の補完業務として、離農の促進と円滑化をはかる目的で三十アール以上の所有耕作農地を全部一度に処分し、離農せられる場合は三十五万円、あるいは十五万円の離農給付金が支給されることになっています。

これは、年齢や処分農地の面積などで、給付条件が違いますけれども、その時期の一年前に離農計画を農業委員会に出しておかないと、給付金が受けられません。

そこで、来年以降に離農を計画しておられる方は、農業委員会にお申し出ください。くわしいご説明をいたします。

みんなで築こう 明るい社会

七月一日から一カ月間、社会を明るくする運動月間が、全国的に展開されます。

この運動は、すべての人が犯罪の防止と、罪を犯した人たちの更生について理解を深め、それぞれの立場において力をあわせ、犯罪のない明るい社会を築こうとする運動です。

ことし山口県実施委員会で決めた重点目標は

青少年の非行防止と住民の参加

最近、社会、経済の急速な発展に伴い、豊かな消費生活を追求するあまり、人々の生活意識のなかに個人中心の考え方が浸透し、社会的な連体感がうすくなる傾向があります。

こうしたなかで、未来をになう青少年を健全に育成することはたいせつな仕事です。

それぞれの立場で、ご協力をお願いします。

善意銀行

一金、四百四十円

これは、町内の有志の方より寄贈されたお金です。

一金、一千円

これは、山口警察署勤務の常藤忠雄さん（前の徳地警部派出所長）より、町より支払った手当金を寄贈されたものです。

一金、六千円

これは、大字堀字伏野、大林清さんより、尊父勇太郎さんご死去に際しての香典返しの一部として寄贈されました。

一金、三千円

これは、愛知県豊川町一日立とよかわ寮・藤木たか子さんより社会福祉にあててくださいと送られたものです。

藤木さんは、大字深谷の出身（宗・さんの七女）で、昨年も善意銀行にご寄附なさいました

住宅の増改築に

世帯更生資金の利用を

低所得世帯や身体障害者世帯の住宅の増改築に、世帯更生資金の住宅資金をご利用ください。

窓口は、居住地の民生委員が当り、市町村の社会福祉協議会を経由して、山口県社会福祉協議会が貸し付けを決定します。

貸付金の使途および限度額

一　住宅の増築、改築、拡張、補修または保全のための必要な経費については、三十万円以内。

二　住居を移転するために必要な経費については、一万八千円以内となっています。

返済の方法および利子

一および二とも六カ月以内据置償還は、一は六年以内、二は三年以内の償還で、利子は年三%です。ただし、据置期間中は無利子であります。

山口県警察官の募集

受験資格

大学を卒業した人、または明年三月までに大学を卒業する見込みの人、および高校卒業程度の学力のある人で、昭和十九年四月二日から、昭和二十九年四月一日までに生まれた人。

試験日　十月十七日

願書の受付け、しめきり

六月十五日から十月八日まで

受験申し込み書の請求やお問いあわせは

防府警察署または、駐在所派出所へどうぞ。

労働基準監督官

試験あんない

試験日　八月七、八日の二日間

受験資格

▽昭和十一年四月二日より

▽昭和二十五年四月一日までに生まれたもの

受付期間

六月二十八日～七月十三日

お問いあわせは、防府労働基準監督署へどうぞ。

身体障害者の巡回相談のご利用を

ことし前期の身体障害者（児）職傷者の無料巡回相談の日程がきまりました。

この相談では、障害の程度、医療の要否、補装具の交付、職業や生活、施設への入所の相談、診察などの全般にわたって行ないますので、お気軽においでください。

九月三日　中央公民館　（堀）